

一般社団法人日本障害者カヌー協会

賛助会員会費規程

この規程は、一般社団法人日本障害者カヌー協会（以下、「本会」と称す）の賛助会員会費について、本法人の定款第6条に規定することのほかに、以下のとおり定めるものとする。

第1条 [目的]

本会は、日本における障害者カヌーに関する統一組織として、生涯スポーツとしてのカヌーの普及を目的とし、これを通して障害者の生活圏、行動圏を拡大していくことに寄与することを目的とする。各種カヌーイベントや体験会を通じて、障害者の理解を深め、隔たりのない社会環境が地域に根付くことに寄与することを目的とする。

第2条 [賛助会員の定義]

第1条の目的に共鳴し、本会の活動を主に資金的に支援する制度として、正会員とは別に賛助会員制度を設けることとする。

第2条 [種別]

本会の賛助会員の種別は、個人会員、企業会員の2種とする。

第3条 [議決権]

本会の賛助会員は、正会員と異なり、当法人の総会で議決権を有しません。

第4条 [入会]

本会への賛助会員入会当たっては、本規約を承認の上別に定める入会申込書により、本会に申し込みものとする。

第5条 [会費]

本会の賛助会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 賛助会員（個人）入会金（年会費） 2,000 円
- (2) 賛助会員（企業）入会金（年会費） A：50,000 円～
B：300,000 円～

第6条 [賛助会員資格の有効期限]

賛助会員（個人）の有効期限は、一般会員の会費規定と同様とする。

賛助会員資格（企業）の有効期限は、入会承認後の翌月 1 日から起算し、翌年の応答日前日までの 1 年とする。前項に定める有効期間は、賛助会員または本会から特に申し出のない限り、満了日の翌日から 1 年間延長することとし、以後も同様とし会費納入依頼書を送付することとする。

賛助会員資格は、第三者に譲渡したり、使用させたり、担保権の設定などを行うことはできない。

第 7 条 [賛助会員特典]

賛助会員 A・B は会報などの情報を受け、ホームページなど情報交換の場所に参画することが出来る。B は協会ロゴマークや協会名を HP 上に掲載できる。また、その他理事会の定める特典を受けることが出来る。

第 8 条 [納入規定]

会費は、会員申し込み後の承認を得たのち、会費納入依頼書の送付を受けて、納入することとする。賛助会員（個人）の納入規定は、一般会員会費規定と同様とする。

2. 会費は、年額を分割して納入することができない。

第 9 条 [会費滞納者の取扱]

前年度の会費を納入していない会員には、会費の納入を確認する為の督促を行うことが出来る。

2. 会員が前年度および当年度に亘って会費を納入しない場合、定款第 10 条の規定による会員資格を喪失する。

第 10 条 [規則の変更]

この規程は、理事会の決議を経て変更できるものとする。

附則

1. この規程は、2018 年 4 月 13 日から施行する。